

## 農山漁村地域整備計画事前評価書

計 画 の 概 要	計画の名称	徳島県盛土による災害防止のための調査事業計画（第1期）
	計画策定主体	徳島県
	対象市町村	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町、藍住町、北島町、松茂町（24市町村）
	計画期間	令和7年度～令和8年度（2年間）
	計画の目標	<p>令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害により、宅地造成法が一部改正となり、危険な盛土を全国一律の基準で規制することとなった。徳島県では盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域についてを把握し、令和7年度中に規制区域について公布する予定である。</p> <p>本整備計画においては、盛土による災害の防止を図るため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく特定盛土等規制区域内に存在する災害の発生のおそれがある既存の危険な盛土の把握に関する調査を実施する。</p>
	評価指標	災害の発生のおそれがある既存の危険な盛土の把握に関する調査実施率を100%とする。
	対象事業	盛土による災害防止のための調査事業
	全体事業費	3,900千円

	項目	評価細目	評価	内 容
評	目標の妥当性	1 計画期間内に効果発現が可能な目標か	○	事業の実施により見込まれる目標となっている
		2 地域の課題に対応する目標となっているか	○	事業の実施により見込まれる目標となっている
価	整備計画の効果・効率性	1 整備計画の目標と定量的指標の整合性	○	対象事業の実施により、目標達成が可能
		2 事後評価が可能な指標となっているか	○	事業完了時に確認可能な目標を設定している
評	整備計画の実現可能性	1 事業執行の環境は整っているか	○	システム等の構築により事業執行は可能である。
		2 地元の機運が醸成されているか	○	地域住民から早期実施を切望されている。